



大阪労働局発表
令和元年12月25日

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
(代表電話)06(4790)6310

令和元年 障害者雇用状況の集計結果

～民間企業では障害者雇用の裾野が着実に拡大
公的機関では法定雇用率未達成は12機関～

令和元年6月1日現在の大阪における障害者の雇用の状況について

<民間企業> (法定雇用率2.2%)

- ・民間企業に雇用されている障害者の数は、**5万0,192.0人(注)**と**過去最高を更新**
前年より**4.9% (2,374.5人(注))**増え、**16年連続の増加**
- ・民間企業における実雇用率は**0.07ポイント上昇し**、
東京・愛知・栃木・山梨・香川を上回る**2.08%** (全国2.11%)
- ・法定雇用率達成企業の割合は、**2.1ポイント上昇し、43.1%** (全国48.0%)

<公的機関> (同2.5%、一部の教育委員会は2.4%)

- ・府・市町村の機関(※)に在職している障害者の数は2,089.5人(注)となり、
実雇用率は前年より0.04ポイント上昇し、2.83%

※ 2.5%の法定雇用率が適用される一部の教育委員会、独立行政法人等は除く

●**府・市町村の機関(教育委員会含む)における法定雇用率未達成の機関は、次の機関。**

○法定雇用率2.5%の未達成機関

- 大阪府警察本部 (19.0人不足)**
- 東大阪市 (3.0人不足)**
- 羽曳野市 (1.5人不足)**
- 泉大津市 (1.0人不足)**
- 貝塚市 (1.0人不足)**
- 泉佐野市 (2.0人不足)**
- 島本町 (1.0人不足)**

○法定雇用率2.4%の未達成機関

- 高石市教育委員会 (1.0人不足)**
- 泉南市教育委員会 (1.0人不足)**
- 泉大津市立病院 (1.0人不足)**
- 大阪府教育委員会 (247.5人不足)**
- 大阪市教育委員会 (52.5人不足)**

(注)「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び短時間職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

1 民間企業における雇用状況

(法定雇用率 2.2%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（大阪府に本社がある45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は50,192.0人で、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は33,583.0人（対前年比1.7%増）、知的障害者は10,175.5人（同7.6%増）、精神障害者は6,433.5人（同20.0%増）と、いずれも前年より増加し、伸び率を見ると特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.08%（前年は2.01%）、法定雇用率達成企業の割合は43.1%（同41.0%）であった。

[グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)]

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5人～100人未満規模企業で4,138.5人（前年は3,921.5人）、100～300人未満で8,701.5人（同8,305.0人）、300～500人未満で4,153.5人（同3,845.5人）、500～1,000人未満で5,916.0人（同5,434.5人）、1,000人以上で27,282.5人（同26,311.0人）と、すべての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満規模企業で1.62%（前年は1.55%）、100～300人未満で1.84%（同1.78%）、300～500人未満で1.86%（同1.73%）、500～1,000人未満で2.03%（同1.95%）、1,000人以上で2.32%（同2.27%）となった。
なお、民間企業全体の实雇用率2.08%（同2.01%）と比較すると、1,000人以上規模企業は上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満規模企業が40.7%（前年は40.6%）、100人～300人未満が45.0%（同42.5%）、300人～500人未満が40.8%（同34.8%）、500～1,000人未満が44.0%（同38.4%）、1,000人以上が56.4%（同47.5%）となった。
なお、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合43.1%（同41.0%）と比較すると、100～300人未満規模企業、500人～1,000人未満規模企業及び1,000人以上規模企業は上回っている。

[グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)]

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業、漁業」、「金融業、保険業」及び「教育、学習支援業」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「農業、林業、漁業」（4.04%）「鉱業、採石業、砂利採取業」（6.15%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.43%）、「運輸業、郵便業」（2.25%）「医療、福祉」（3.01%）、「複合サービス事業」（2.33%）の6業種は法定雇用率を上回っている。
- ・ また、「金融業、保険業」（2.19%）、「サービス業」（2.13%）の2業種は、大阪における民間企業全体の实雇用率2.08%を上回っている。

[グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和元年の法定雇用率未達成企業は4,700社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が2,890社（61.5%）と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が未達成企業に占める割合は、56.5%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 令和元年6月1日現在で親会社が大阪府内に所在する特例子会社（※）の認定を受けている企業は56社（前年より2社増）で、雇用されている障害者の数は、3,835.0人であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,557.5人、知的障害者は1,513.0人、精神障害者は764.5人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表1(6)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 大阪府の機関（法定雇用率2.5%）

大阪府の機関に在職している障害者の数は337.5人で、前年より5.1%（16.5人）増加し、実雇用率は3.19%と、前年に比べ0.12ポイント増加した。

大阪府の機関（法定雇用率2.5%）は、2機関中1機関が法定雇用率を達成。

【未達成の機関】

大阪府警察本部（不足数19.0人）

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)〕

(2) 大阪府教育委員会（法定雇用率2.4%）

2.4%の法定雇用率が適用される大阪府教育委員会に在職している障害者の数は534.5人で、前年より11.0%（67.5人）減少し、実雇用率は1.64%と、前年に比べ0.45ポイント減少した。

【未達成の機関】

大阪府教育委員会（不足数247.5人）

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

市町村の機関に在職している障害者の数は1,752.0人で、前年より4.3%（73.5人）増加し、実雇用率も2.77%と、前年に比べ0.01ポイント増加した。

市町村の機関（法定雇用率2.5%）は、81機関中72機関が法定雇用率を達成。

【未達成の機関】

東大阪市（不足数3.0人）
羽曳野市（不足数1.5人）
泉大津市（不足数1.0人）
貝塚市（不足数1.0人）
泉佐野市（不足数2.0人）
島本町（不足数1.0人）
高石市教育委員会（不足数1.0人）
泉南市教育委員会（不足数1.0人）
泉大津市立病院（不足数1.0人）

なお、東大阪市については、7月25日現在において不足数0.0人となっている。
羽曳野市については、12月1日現在において不足数0.0人となっている。
泉佐野市については、12月1日現在において不足数0.0人となっている。
島本町については、12月1日現在において不足数0.0人となっている。
高石市教育委員会については、10月1日現在において不足数0.0人となっている。
泉南市教育委員会については、8月28日現在において不足数0.0人となっている。
泉大津市立病院については、11月1日現在において不足数0.0人となっている。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)、4(4)・(5)・(7)〕

(4) 市町村の一部教育委員会（法定雇用率2.4%）

2.4%の法定雇用率が適用される市町村の一部教育委員会に在職している障害者の数は311.0人で前年より5.3%（17.5人）減少し、実雇用率は2.07%と、前年に比べ0.14ポイント減少した。

【未達成の機関】

大阪市教育委員会（不足数52.5人）

〔総括表2(4)、詳細表2(4)・4(6)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

（法定雇用率2.5%）

独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は569.0人で、前年より3.9%（21.5人）増加し、実雇用率は2.57%と、前年に比べ0.01ポイント増加した。

18法人中15法人が法定雇用率を達成。

【未達成の法人】

公立大学法人大阪（不足数4.0人）
地方独立行政法人市立吹田市民病院（不足数3.0人）
地方独立行政法人大阪産業技術研究所（不足数3.0人）

〔総括表3、詳細表3、4(8)〕

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	2,416,972.5 人	50,192.0 人 [40,999 人]	2.08 %	3,561 / 8,261	43.1 %
	(2,381,612.5 人)	(47,817.5 人)	(2.01 %)	(3,342 / 8,152)	(41.0 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 大阪府・市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	73,841.5 人	2,089.5 人 [1,567 人]	2.83 %	73 / 83	88.0 %
	(71,301.5 人)	(1,992.0 人)	(2.79 %)	(76 / 86)	(88.4 %)

(2) 大阪府の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	10,586.0 人	337.5 人 [262 人]	3.19 %	1 / 2	50.0 %
	(10,437.5 人)	(320.5 人)	(3.07 %)	(1 / 2)	(50.0 %)
大阪府知事室	8,192.5 人	297.5 人 [231 人]	3.63 %	1 / 1	100.0 %
	(8,041.5 人)	(290.5 人)	(3.61 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
大阪府その他の機関	2,393.5 人	40.0 人 [31 人]	1.67 %	0 / 1	0.0 %
	(2,396.0 人)	(30.0 人)	(1.25 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	63,255.5 人	1,752.0 人 [1,226 人]	2.77 %	72 / 81	88.9 %
	(60,864.0 人)	(1,678.5 人)	(2.76 %)	(75 / 84)	(89.3 %)

(4) 法定雇用率2.4%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	47,598.5 人 (43,637.0 人)	845.5 人 [691 人] (930.5 人)	1.78 % (2.13 %)	3 / 5 (3 / 5)	60.0 % (60.0 %)
大阪府 教育委員会	32,607.5 人 (28,795.0 人)	534.5 人 [379 人] (602.0 人)	1.64 % (2.09 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
市町村 教育委員会	14,991.0 人 (14,842.0 人)	311.0 人 [259 人] (328.5 人)	2.07 % (2.21 %)	3 / 4 (3 / 4)	75.0 % (75.0 %)

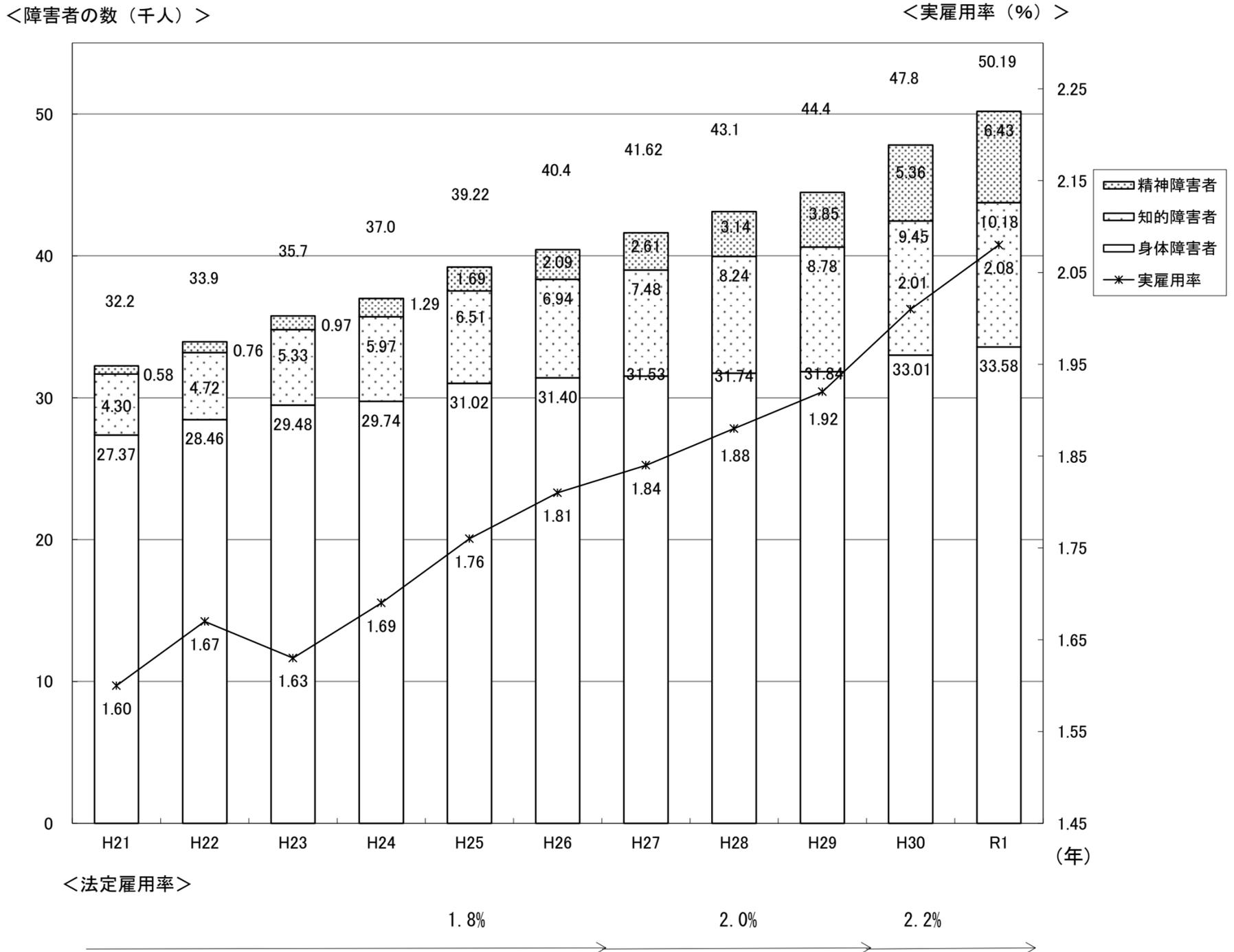
2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	22,117.5 人 (21,418.5 人)	569.0 人 [381 人] (547.5 人)	2.57 % (2.56 %)	15 / 18 (14 / 19)	83.3 % (73.7 %)
独立行政 法人等 ※6	9,146.5 人 (9,035.0 人)	242.5 人 [144 人] (233.5 人)	2.65 % (2.58 %)	5 / 5 (4 / 5)	100.0 % (80.0 %)
地方独立 行政法人等 ※6	12,971.0 人 (12,383.5 人)	326.5 人 [243 人] (314.0 人)	2.52 % (2.54 %)	10 / 13 (10 / 14)	76.9 % (71.4 %)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者数から除外率相当数（障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び短時間職員である精神障害者（平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年～29年は50人以上規模の企業、平成30年以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降
平成22年まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

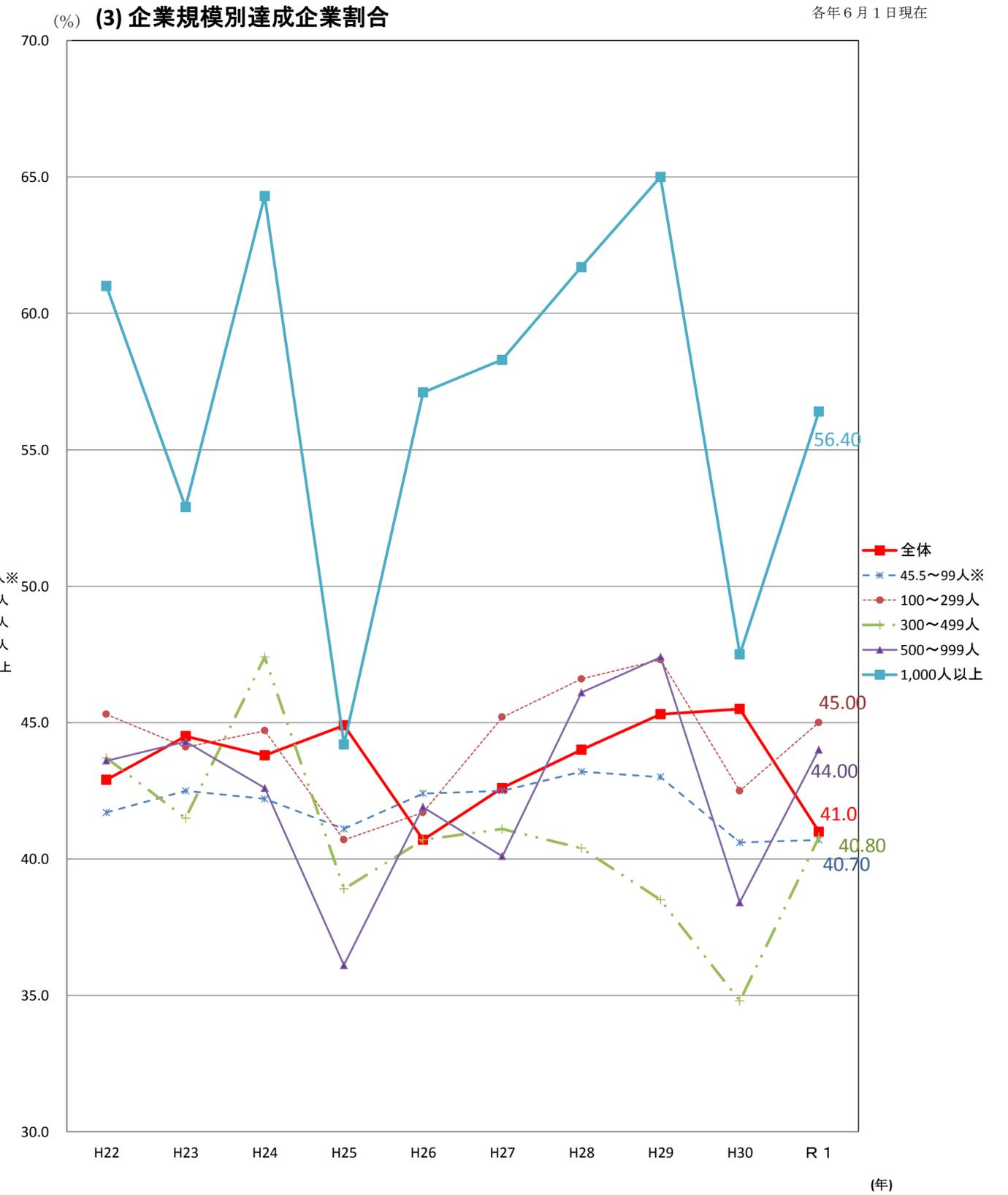
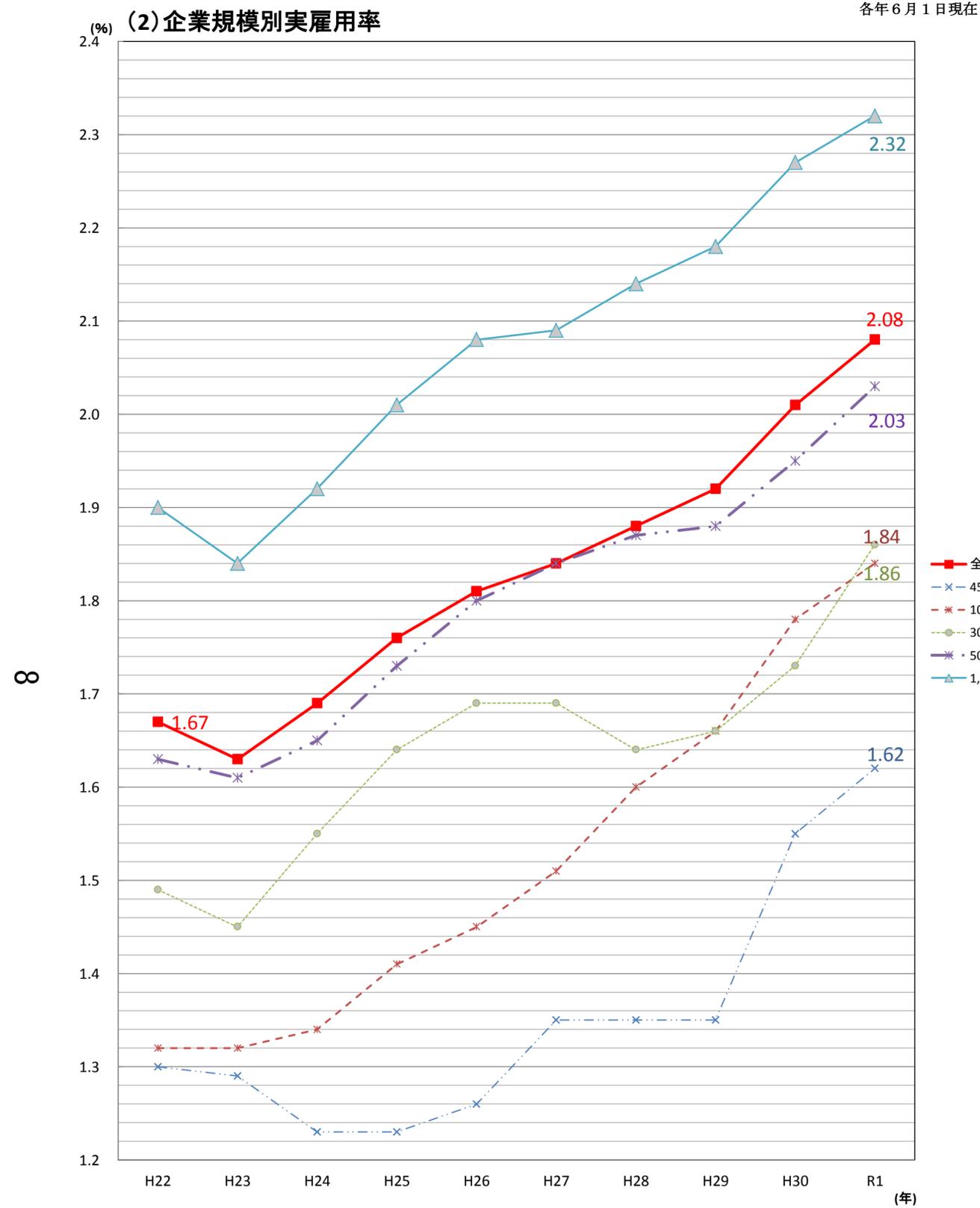
平成23年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者
- （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者（※）
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

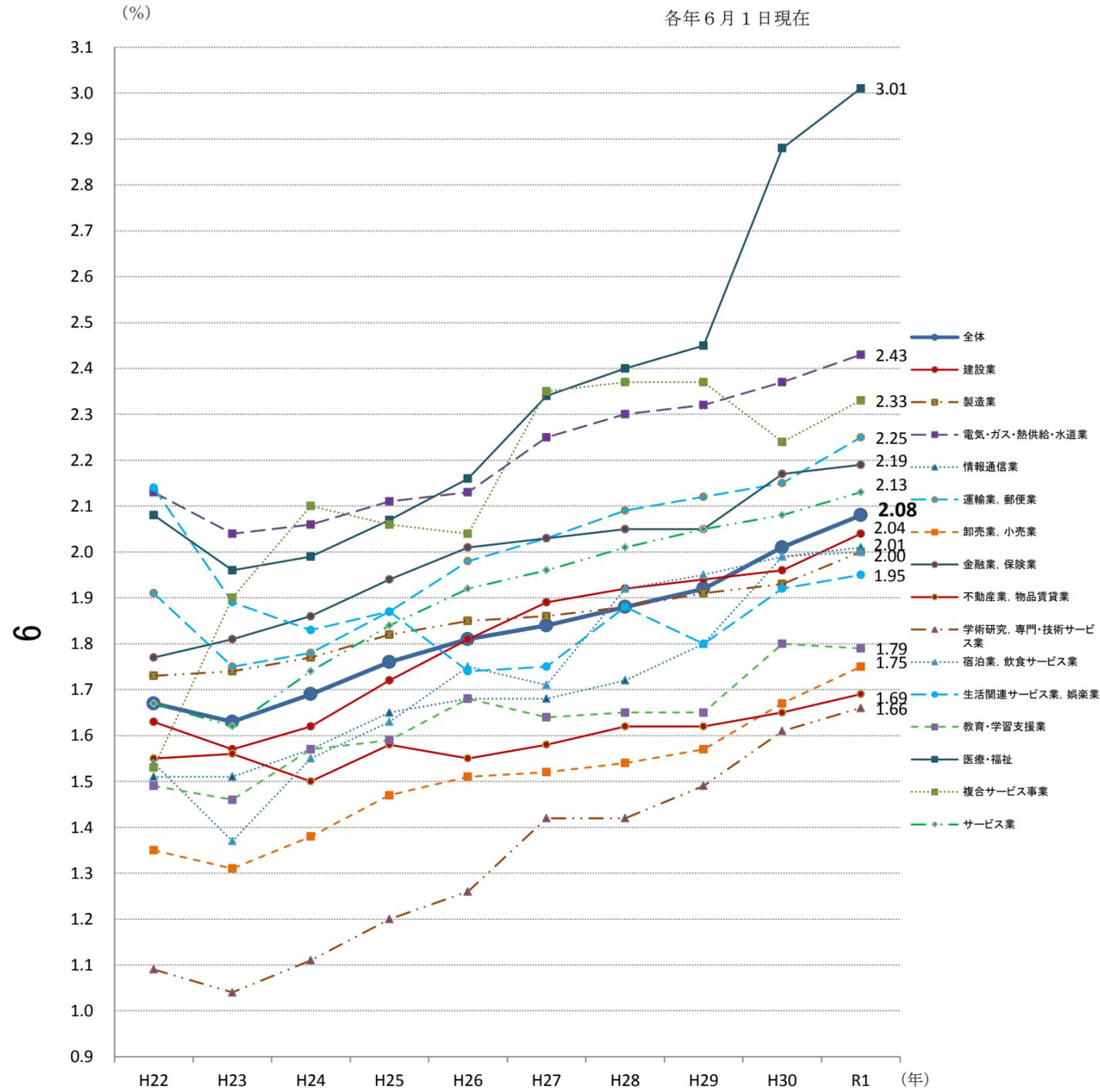
※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

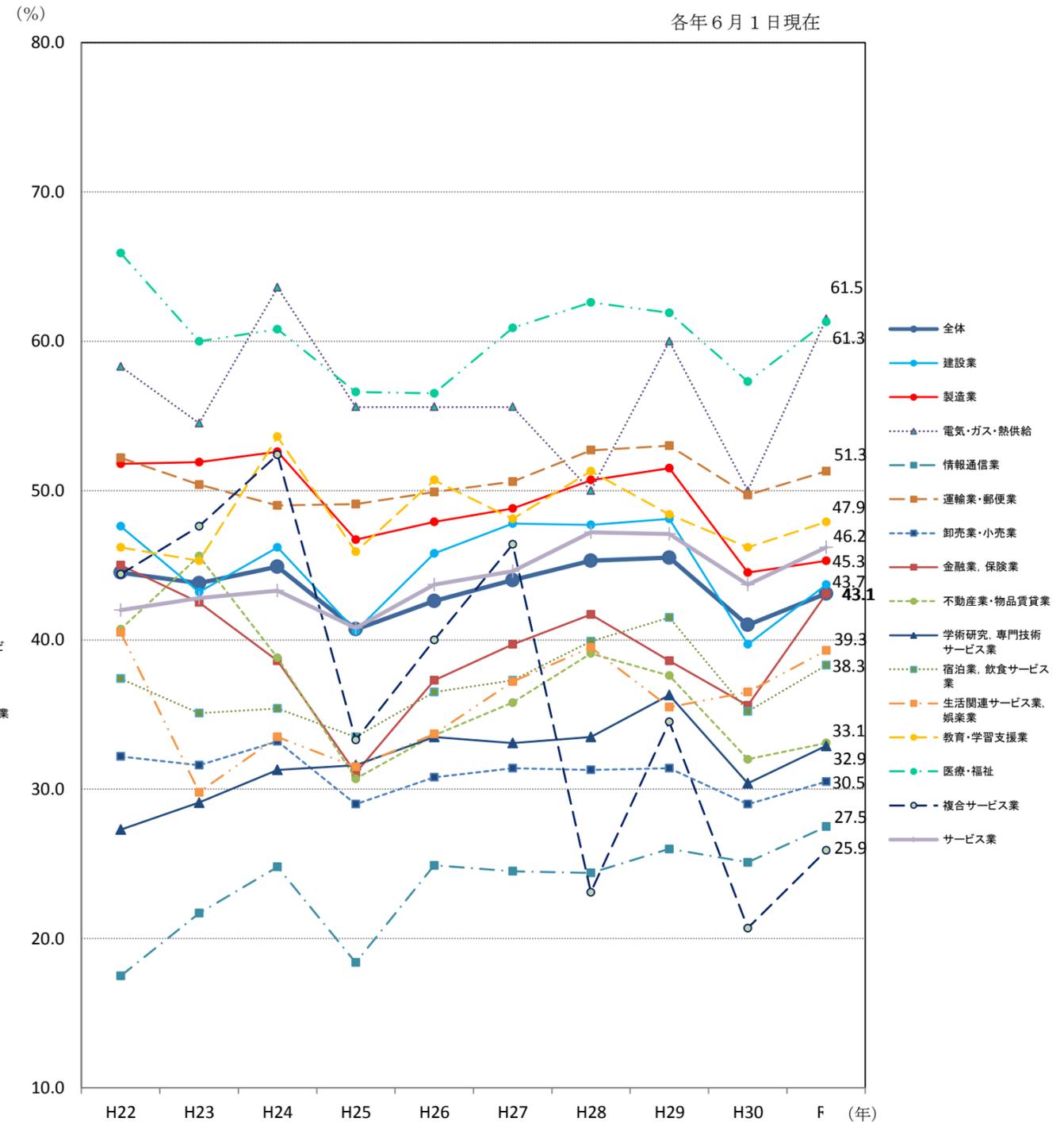


(4)産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が1,000人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
 注2 平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2%
(45.5人〔50人〕以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5%
〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%
(40人〔43.5人〕以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%
(42人〔45.5〕以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.2%）	
(1) 概況	12
(2) 企業規模別の雇用状況	13
(3) 産業別の雇用状況	14
(4) 民間企業における雇用状況の推移	18
(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	19
(6) 特例子会社の状況	20
2 公的機関における在職状況	
(1) 府・市町村の機関（法定雇用率 2.5%）	21
(2) 大阪府の機関（法定雇用率 2.5%）	22
(3) 市町村の機関（法定雇用率 2.5%）	22
(4) 法定雇用率2.4%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会 （法定雇用率2.4%）	24
3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.5%）	25
4 公的機関の各機関の状況	
(1)～(3) 大阪府の機関の状況	26
(4)～(7) 市町村部局等の状況	27
(8) 独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.3%）	30

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 8,261 (8,152)	人 2,416,972.5 (2,381,612.5)	人 10,979 (10,692)	人 1,376 (1,321)	人 25,070 (23,443)	人 3,576 (3,339)	人 50,192.0 (47,817.5)	人 4,998.5 (5,115.0)	% 2.08 (2.01)	企業 3,561 (3,342)	% 43.1 (41.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 50,192.0 (47,817.5)	人 9,491 (9,286)	人 986 (940)	人 12,897 (12,752)	人 1,436 (1,483)	人 33,583.0 (33,005.0)	人 2,436.5 (2,610.5)	人 1,488 (1,406)	人 390 (381)	人 6,080 (5,590)	人 1,459 (1,336)	人 10,175.5 (9,451.0)	人 1,127.5 (1,107.0)	人 5,163 (4,323)	人 1,611 (1,298)	人 930 (778)	人 6,433.5 (5,361.0)	人 1,434.5 (1,397.5)

〔(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成28年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③a.c欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③b.d欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者は、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
① 平成28年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 8,261 (8,152)	人 2,416,975.5 (2,381,612.5)	人 10,979 (10,692)	人 1,376 (1,321)	人 25,070 (23,443)	人 3,576 (3,339)	人 50,192.0 (47,817.5)	人 4,998.5 (5,115.0)	% 2.08 (2.01)	企業 3,561 (3,342)	% 43.1 (41.0)
45.5～ 100人未満	企業 3,827 (3,791)	人 255,162.0 (253,501.5)	人 710 (679)	人 218 (190)	人 2,083 (2,022)	人 835 (703)	人 4,138.5 (3,921.5)	人 470.5 (478.0)	% 1.62 (1.55)	企業 1,559 (1,539)	% 40.7 (40.6)
100～ 300人未満	企業 3,036 (2,990)	人 473,058.0 (465,324.0)	人 1,709 (1,652)	人 389 (372)	人 4,460 (4,229)	人 869 (800)	人 8,701.5 (8,305.0)	人 1,027.5 (1,134.5)	% 1.84 (1.78)	企業 1,367 (1,271)	% 45.0 (42.5)
300～ 500人未満	企業 627 (627)	人 223,080.5 (222,849.5)	人 893 (844)	人 142 (142)	人 2,092 (1,882)	人 267 (267)	人 4,153.5 (3,845.5)	人 422.5 (378.0)	% 1.86 (1.73)	企業 256 (218)	% 40.8 (34.8)
500～ 1000人未満	企業 452 (430)	人 291,487.0 (278,775.0)	人 1,272 (1,214)	人 153 (129)	人 3,060 (2,745)	人 318 (265)	人 5,916.0 (5,434.5)	人 678.5 (552.5)	% 2.03 (1.95)	企業 199 (165)	% 44.0 (38.4)
1,000人以上	企業 319 (314)	人 1,174,188.0 (1,161,162.5)	人 6,395 (6,303)	人 474 (488)	人 13,375 (12,565)	人 1,287 (1,304)	人 27,282.5 (26,311.0)	人 2,399.5 (2,572.0)	% 2.32 (2.27)	企業 180 (149)	% 56.4 (47.5)

注 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	人 50,192.0 (47,817.5)	人 9,491 (9,286)	人 986 (940)	人 12,897 (12,752)	人 1,436 (1,483)	人 33,583.0 (33,005.5)	人 2,436.5 (2,610.5)	人 1,488 (1,406)	人 390 (381)	人 6,080 (5,590)	人 1,459 (1,336)	人 10,175.5 (9,451.0)	人 1,127.5 (1,107.0)	人 5,163 (4,323)	人 1,611 (1,298)	人 930 (778)	人 6,433.5 (5,361.0)	人 1,434.5 (1,397.5)
45.5～ 100人未満	人 4,138.5 (3,921.5)	人 584 (552)	人 165 (145)	人 1,122 (1,165)	人 270 (270)	人 2,590.0 (2,549.0)		人 126 (127)	人 53 (45)	人 378 (332)	人 330 (289)	人 848.0 (775.5)		人 339 (315)	人 479 (354)	人 244 (210)	人 700.5 (597.0)	
100～ 300人未満	人 8,701.5 (8,305.0)	人 1,469 (1,403)	人 289 (268)	人 2,401 (2,337)	人 416 (409)	人 5,836.0 (5,615.5)		人 240 (249)	人 100 (104)	人 975 (944)	人 297 (273)	人 1,703.5 (1,682.5)		人 826 (703)	人 414 (363)	人 258 (245)	人 1,162.0 (1,007.0)	
300～ 500人未満	人 4,153.5 (3,845.5)	人 790 (763)	人 100 (103)	人 1,118 (1,061)	人 135 (154)	人 2,865.5 (2,767.0)		人 103 (81)	人 42 (39)	人 528 (450)	人 94 (85)	人 823.0 (693.5)		人 384 (320)	人 100 (79)	人 62 (51)	人 465.0 (385.0)	
500～ 1000人未満	人 5,916.0 (5,434.5)	人 1,140 (1,078)	人 125 (107)	人 1,547 (1,541)	人 161 (142)	人 4,032.5 (3,875.0)		人 132 (136)	人 28 (22)	人 742 (645)	人 113 (83)	人 1,090.5 (980.5)		人 676 (500)	人 139 (99)	人 95 (59)	人 793.0 (579.0)	
1,000人以上	人 27,282.5 (26,311.0)	人 5,508 (5,490)	人 307 (317)	人 6,709 (6,648)	人 454 (508)	人 18,259.0 (18,199.0)		人 887 (813)	人 167 (171)	人 3,457 (3,219)	人 625 (606)	人 5,710.5 (5,319.0)		人 2,938 (2,485)	人 479 (403)	人 271 (213)	人 3,313.0 (2,793.0)	

注 (1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	企業 8,262 (8,152)	人 2,416,972.5 (2,381,612.5)	人 10,979 (10,692)	人 1,376 (1,321)	人 25,070 (23,443)	人 3,576 (3,339)	人 50,192.0 (47,817.5)	人 4,998.5 (5,115.0)	% 2.08 (2.01)	企業 3,561 (3,341)	% 43.1 (41.0)
農、林、漁業	企業 2 (2)	人 99.0 (302.0)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 4.0 (5.0)	人 0.0 (0.0)	% 4.04 (1.66)	企業 2 (1)	% 100.0 (50.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (2)	65.0 (121.0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (6.0)	0.0 (0.0)	6.15 (4.96)	1 (2)	100.0 (100.0)
建設業	339 (345)	111,245.5 (108,823.0)	642 (620)	18 (20)	957 (872)	20 (12)	2,269.0 (2,138.0)	150.0 (238.0)	2.04 (1.96)	148 (137)	43.7 (39.7)
製造業	2,311 (2,254)	732,459.0 (720,420.5)	3,669 (3,612)	136 (148)	7,022 (6,442)	283 (244)	14,637.5 (13,936.0)	1,129.5 (899.5)	2.00 (1.93)	1,047 (1,002)	45.3 (44.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	13 (14)	33,881.5 (33,990.0)	226 (220)	3 (4)	368 (359)	3 (3)	824.5 (804.5)	33.5 (27.0)	2.43 (2.37)	8 (6)	61.5 (42.9)
情報通信業	356 (351)	114,849.5 (115,132.0)	522 (524)	23 (24)	1,219 (1,192)	46 (48)	2,309.0 (2,288.0)	229.5 (379.0)	2.01 (1.99)	98 (88)	27.5 (25.1)
運輸業、郵便業	622 (614)	187,129.0 (184,215.5)	888 (836)	96 (76)	2,235 (2,111)	218 (209)	4,216.0 (3,963.5)	409.0 (351.5)	2.25 (2.15)	319 (305)	51.3 (49.7)
卸売業、小売業	1,605 (1,587)	417,295.0 (408,753.5)	1,409 (1,347)	215 (224)	3,945 (3,603)	611 (632)	7,283.5 (6,837.0)	717.0 (680.5)	1.75 (1.67)	489 (461)	30.5 (29.0)
金融業、保険業	72 (73)	136,498.0 (139,015.0)	725 (739)	15 (14)	1,516 (1,512)	12 (15)	2,987.0 (3,011.5)	311.0 (306.5)	2.19 (2.17)	31 (26)	43.1 (35.6)
不動産業、物品賃貸業	181 (172)	35,796.0 (34,427.0)	148 (138)	16 (14)	279 (267)	25 (21)	603.5 (567.5)	54.5 (63.0)	1.69 (1.65)	60 (55)	33.1 (32.0)
学術研究、専門・技術サービス業	289 (289)	63,874.5 (61,835.0)	235 (229)	16 (20)	552 (495)	46 (39)	1,061.0 (992.5)	146.5 (160.0)	1.66 (1.61)	95 (88)	32.9 (30.4)
宿泊業、飲食サービス業	222 (227)	89,460.0 (89,216.5)	262 (262)	158 (142)	869 (877)	475 (467)	1,788.5 (1,776.5)	191.0 (241.5)	2.00 (1.99)	85 (80)	38.3 (35.2)
生活関連サービス業、娯楽業	196 (197)	42,443.0 (41,760.5)	156 (157)	45 (43)	430 (402)	80 (85)	827.0 (801.5)	53.0 (101.5)	1.95 (1.92)	77 (72)	39.3 (36.5)
教育、学習支援業	169 (171)	41,624.0 (45,833.0)	192 (212)	17 (19)	326 (370)	33 (27)	743.5 (826.5)	68.0 (76.5)	1.79 (1.80)	81 (79)	47.9 (46.2)
医療、福祉	1,030 (999)	212,649.5 (197,844.0)	1,084 (986)	448 (380)	3,153 (2,810)	1,274 (1,061)	6,406.0 (5,692.5)	870.5 (994.5)	3.01 (2.88)	631 (572)	61.3 (57.3)
複合サービス事業	27 (29)	10,292.0 (10,372.0)	61 (66)	9 (7)	96 (80)	26 (26)	240.0 (232.0)	45.5 (23.5)	2.33 (2.24)	7 (6)	25.9 (20.7)
サービス業	827 (826)	187,312.0 (189,552.0)	757 (739)	161 (186)	2,101 (2,050)	424 (450)	3,988.0 (3,939.0)	590.0 (572.5)	2.13 (2.08)	382 (361)	46.2 (43.7)

注 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						f.うち新規雇用分	③知的障害者の数					f.うち新規雇用分	④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a×2+b+c+d		a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a×2+b+c+d	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5
産業計	50,192.0 (47,817.5)	9,491 (9,286)	986 (940)	12,897 (12,752)	1,436 (1,483)	33,583.0 (33,005.5)	2436.5 (2610.5)	1,488 (1,406)	390 (381)	6,080 (5,590)	1,459 (1,336)	10,175.5 (9,451.0)	1127.5 (1107.0)	5,163 (4,323)	1,611 (1,298)	930.0 (778)	6,433.5 (5,361.0)	1434.5 (1397.5)
農、林、漁業	4.0 (5.0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3.0 (5.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (0)	0 (0)	0.0 (-)	1.0 (0.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	4.0 (6.0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (6.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (-)	0.0 (0.0)	
建設業	2,269.0 (2,138.0)	636 (616)	17 (20)	756 (717)	12 (8)	2,051.0 (1,973.0)		6 (4)	1 (0)	45 (33)	3 (2)	59.5 (42.0)		150 (120)	11 (4)	6.0 (2)	158.5 (123.0)	
製造業	14,637.5 (13,936.0)	3,189 (3,176)	96 (108)	3,812 (3,712)	134 (125)	10,353.0 (10,234.5)		480 (436)	40 (40)	1,840 (1,621)	104 (95)	2,892.0 (2,580.5)		1,328 (1,071)	87 (62)	42.0 (38)	1,392.5 (1,121.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	824.5 (804.5)	216 (210)	3 (4)	269 (268)	3 (3)	705.5 (693.5)		10 (10)	0 (0)	52 (53)	0 (0)	72.0 (73.0)		47 (38)	0 (0)	0.0 (-)	47.0 (38.0)	
情報通信業	2,309.0 (2,288.0)	517 (520)	20 (21)	652 (683)	22 (26)	1,717.0 (1,757.0)		5 (4)	3 (3)	50 (39)	9 (9)	67.5 (54.5)		500 (460)	32 (23)	17.0 (10)	524.5 (476.5)	
運輸業、郵便業	4,216.0 (3,963.5)	737 (700)	81 (59)	1,248 (1,249)	124 (129)	2,865.0 (2,788.5)		151 (136)	15 (17)	564 (498)	66 (60)	914.0 (817.0)		396 (320)	55 (48)	27.0 (28)	437.0 (358.0)	
卸売業、小売業	7,283.5 (6,837.0)	1,144 (1,108)	172 (171)	1,575 (1,543)	266 (302)	4,168.0 (4,081.0)		265 (239)	43 (53)	1,480 (1,374)	232 (219)	2,169.0 (2,014.5)		747 (593)	256 (204)	143.0 (93)	946.5 (741.5)	
金融業、保険業	2,987.0 (3,011.5)	720 (735)	15 (14)	1,090 (1,173)	12 (14)	2,551.0 (2,664.0)		5 (4)	0 (0)	76 (62)	0 (0)	86.0 (70.0)		346 (275)	4 (3)	4.0 (2)	350.0 (277.5)	
不動産業、物品賃貸業	603.5 (567.5)	136 (129)	8 (6)	156 (150)	21 (17)	446.5 (422.5)		12 (9)	8 (8)	71 (73)	2 (2)	104.0 (100.0)		51 (42)	3 (4)	1.0 (2)	53.0 (45.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	1,061.0 (992.5)	232 (227)	16 (16)	311 (295)	24 (22)	803.0 (776.0)		3 (2)	0 (4)	78 (62)	18 (14)	93.0 (77.0)		141 (120)	26 (21)	22.0 (18)	165.0 (139.5)	
宿泊業、飲食サービス業	1,788.5 (1,776.5)	175 (176)	64 (60)	262 (264)	119 (130)	735.5 (741.0)		87 (86)	94 (82)	380 (393)	309 (293)	802.5 (793.5)		155 (141)	119 (123)	72.0 (79)	250.5 (242.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	827.0 (801.5)	103 (102)	34 (29)	177 (161)	30 (30)	432.0 (409.0)		53 (55)	11 (14)	154 (161)	35 (41)	288.5 (305.5)		68 (53)	46 (41)	31.0 (27)	106.5 (87.0)	
教育・学習支援業	743.5 (826.5)	183 (196)	16 (18)	207 (233)	22 (19)	600.0 (652.5)		9 (16)	1 (1)	35 (42)	4 (4)	56.0 (77.0)		73 (84)	18 (15)	11.0 (11)	87.5 (77.0)	
医療、福祉	6,406.0 (5,692.5)	850 (764)	301 (255)	1,283 (1,119)	364 (354)	3,466.0 (3,079.0)		234 (222)	147 (125)	760 (702)	556 (467)	1,653.0 (1,504.5)		635 (589)	829 (640)	475.0 (400)	1,287.0 (1,109.0)	
複合サービス事業	240.0 (232.0)	23 (27)	6 (5)	38 (38)	7 (5)	93.5 (99.5)		38 (39)	3 (2)	36 (26)	16 (18)	123.0 (115.0)		18 (14)	7 (5)	4.0 (2)	23.5 (17.5)	
サービス業	3,988.0 (3,939.0)	627 (595)	137 (154)	1,060 (1,130)	276 (299)	2,589.0 (2,623.5)		130 (144)	24 (32)	459 (451)	105 (112)	795.5 (827.0)		507 (403)	118 (105)	75.0 (66)	603.5 (488.5)	

注 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%	
製造業計	2,311 (2,254)	732,459.0 (720,420.5)	3,669 (3,612)	136 (148)	7,022 (6,442)	283 (244)	14,637.5 (13,936.0)	899.5 (712.0)	2.00 (1.93)	1,002 (1,061)	43.4 (47.1)
食料品・たばこ	202 (205)	52,181.0 (54,677.5)	213 (215)	32 (32)	656 (616)	94 (84)	1,161.0 (1,120.0)	83.5 (114.5)	2.22 (2.05)	104 (115)	51.5 (56.1)
繊維工業	93 (95)	26,489.5 (26,483.5)	105 (96)	7 (9)	338 (327)	16 (16)	563.0 (536.0)	34.5 (34.0)	2.13 (2.02)	47 (50)	50.5 (52.6)
木材・家具	34 (30)	10,253.5 (9,780.5)	40 (42)	0 (0)	99 (84)	0 (0)	179.0 (168.0)	7.0 (3.0)	1.75 (1.72)	8 (11)	23.5 (36.7)
パルプ・紙・印刷	210 (210)	37,334.5 (36,992.5)	124 (136)	17 (12)	325 (306)	12 (14)	596.0 (597.0)	37.0 (20.0)	1.60 (1.61)	91 (96)	43.3 (45.7)
化学工業	382 (369)	153,916.0 (154,195.0)	803 (798)	21 (19)	1,411 (1,327)	27 (30)	3,051.5 (2,957.0)	205.5 (170.5)	1.98 (1.92)	141 (151)	36.9 (40.9)
窯業・土石	38 (39)	7,899.5 (7,838.0)	28 (24)	1 (1)	75 (77)	5 (5)	134.5 (128.5)	14.0 (6.0)	1.70 (1.64)	17 (20)	44.7 (51.3)
鉄鋼	77 (77)	15,224.0 (14,961.0)	65 (66)	2 (1)	164 (164)	4 (2)	298.0 (298.0)	13.0 (14.0)	1.96 (1.99)	45 (45)	58.4 (58.4)
非鉄金属	69 (67)	26,530.0 (25,949.0)	158 (156)	2 (1)	236 (221)	15 (8)	561.5 (538.0)	21.0 (20.5)	2.12 (2.07)	27 (34)	39.1 (50.7)
金属製品	343 (328)	53,217.5 (50,788.5)	173 (169)	9 (8)	539 (512)	14 (10)	901.0 (863.0)	56.5 (38.5)	1.69 (1.70)	155 (150)	45.2 (45.7)
電気機械	193 (187)	132,841.0 (132,760.5)	905 (914)	11 (32)	1,028 (945)	14 (8)	2,856.0 (2,809.0)	99.5 (94.5)	2.15 (2.12)	90 (91)	46.6 (48.7)
その他機械	372 (357)	138,038.0 (131,625.5)	731 (686)	15 (17)	1,266 (1,122)	36 (25)	2,761.0 (2,523.5)	203.5 (133.5)	2.00 (1.92)	154 (179)	41.4 (50.1)
その他	298 (290)	78,534.5 (74,369.0)	324 (310)	19 (16)	885 (741)	46 (42)	1,575.0 (1,398.0)	124.5 (63.0)	2.01 (1.88)	123 (119)	41.3 (41.0)

注 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$
製造業計	人 14,637.5 (13,936.0)	人 3,189 (3,176)	人 96 (108)	人 3,812 (3,712)	人 134 (125)	人 10,353.0 (10,234.5)	人 480 (436)	人 40 (40)	人 1,840 (1,621)	人 104 (95)	人 2,892.0 (2,580.5)	人 1,328 (1,071)	人 87 (62)	人 42 (38)	人 1,392.5 (1,121.0)
食料品・たばこ	人 1,161.0 (1,120.0)	人 157 (164)	人 19 (15)	人 226 (225)	人 26 (28)	人 572.0 (582.0)	人 56 (51)	人 13 (17)	人 337 (306)	人 51 (49)	人 487.5 (449.5)	人 86 (74)	人 24 (18)	人 7 (11)	人 101.5 (88.5)
繊維工業	人 563.0 (536.0)	人 92 (85)	人 6 (8)	人 160 (172)	人 10 (11)	人 355.0 (355.5)	人 13 (11)	人 1 (1)	人 113 (103)	人 4 (4)	人 142.0 (128.0)	人 63 (50)	人 4 (3)	人 2 (2)	人 66.0 (52.5)
木材・家具	人 179.0 (168.0)	人 40 (42)	人 0 (0)	人 72 (64)	人 0 (0)	人 152.0 (148.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 12 (7)	人 0 (0)	人 12.0 (7.0)	人 15 (13)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 15.0 (13.0)
パルプ・紙・印刷	人 596.0 (597.0)	人 117 (128)	人 5 (3)	人 193 (199)	人 8 (9)	人 436.0 (462.5)	人 7 (8)	人 12 (9)	人 64 (49)	人 1 (3)	人 90.5 (75.5)	人 66 (57)	人 5 (3)	人 2 (1)	人 69.5 (59.0)
化学工業	人 3,051.5 (2,957.0)	人 667 (671)	人 18 (17)	人 800 (810)	人 18 (21)	人 2,161.0 (2,179.5)	人 136 (127)	人 3 (2)	人 327 (280)	人 6 (7)	人 605.0 (539.5)	人 277 (231)	人 10 (8)	人 7 (6)	人 285.5 (238.0)
窯業・土石	人 134.5 (128.5)	人 27 (23)	人 0 (0)	人 59 (61)	人 2 (2)	人 114.0 (108.0)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 9 (8)	人 2 (3)	人 13.0 (12.5)	人 6 (8)	人 2 (0)	人 1 (-)	人 7.5 (8.0)
鉄鋼	人 298.0 (298.0)	人 61 (62)	人 2 (1)	人 125 (131)	人 4 (2)	人 251.0 (257.0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 16 (17)	人 0 (0)	人 24.0 (25.0)	人 22 (16)	人 1 (0)	人 1 (-)	人 23.0 (16.0)
非鉄金属	人 561.5 (538.0)	人 130 (128)	人 1 (0)	人 134 (128)	人 13 (7)	人 401.5 (387.5)	人 28 (28)	人 1 (1)	人 70 (64)	人 0 (1)	人 127.0 (121.5)	人 32 (28)	人 2 (1)	人 0 (1)	人 33.0 (29.0)
金属製品	人 901.0 (863.0)	人 151 (147)	人 7 (8)	人 305 (296)	人 11 (6)	人 619.5 (601.0)	人 22 (22)	人 2 (0)	人 153 (138)	人 1 (2)	人 199.5 (183.0)	人 77 (75)	人 6 (5)	人 4 (3)	人 82.0 (79.0)
電気機械	人 2,856.0 (2,809.0)	人 840 (861)	人 11 (30)	人 619 (608)	人 7 (4)	人 2,313.5 (2,362.0)	人 65 (53)	人 0 (2)	人 205 (181)	人 5 (2)	人 337.5 (290.0)	人 202 (156)	人 4 (2)	人 2 (-)	人 205.0 (157.0)
その他機械	人 2,761.0 (2,523.5)	人 627 (597)	人 13 (14)	人 681 (641)	人 18 (15)	人 1,957.0 (1,856.5)	人 104 (89)	人 2 (3)	人 275 (248)	人 11 (6)	人 490.5 (432.0)	人 301 (228)	人 16 (9)	人 9 (5)	人 313.5 (235.0)
その他	人 1,575.0 (1,398.0)	人 280 (268)	人 14 (12)	人 438 (377)	人 17 (20)	人 1,020.5 (935.0)	人 44 (42)	人 5 (4)	人 259 (220)	人 23 (18)	人 363.5 (317.0)	人 181 (135)	人 13 (13)	人 7 (9)	人 191.0 (146.0)

注 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 55	17,047		1.09		50.7	
56	18,278	1,231	1.14	0.05	51.3	0.6
57	19,296	1,018	1.18	0.04	51.7	0.4
58	20,140	844	1.23	0.05	53.3	1.6
59	20,893	753	1.26	0.03	52.3	△ 1.0
60	21,323	430	1.28	0.02	53.6	1.3
61	21,718	395	1.29	0.01	54.6	1.0
62	22,170	452	1.30	0.01	54.7	0.1
63	23,688	1,518	1.35	0.05	53.8	△ 0.9
平成 元年	24,155	467	1.35	0.00	54.5	0.7
2	24,876	721	1.35	0.00	57.0	2.5
3	25,942	1,066	1.35	0.00	57.5	0.5
4	27,835	1,893	1.38	0.03	55.5	△ 2.0
5	29,085	1,250	1.43	0.05	53.2	△ 2.3
6	29,890	805	1.45	0.02	50.2	△ 3.0
7	30,655	765	1.49	0.04	50.9	0.7
8	29,713	△ 942	1.49	0.00	51.1	0.2
9	29,696	△ 17	1.50	0.01	50.7	△ 0.4
10	29,388	△ 308	1.50	0.00	50.3	△ 0.4
11	30,020	632	1.52	0.02	44.0	△ 6.3
12	30,768	748	1.56	0.04	42.6	△ 1.4
13	30,074	△ 694	1.56	0.00	41.7	△ 0.9
14	28,378	△ 1,696	1.49	△ 0.07	40.8	△ 0.9
15	27,949	△ 429	1.49	0.00	41.0	0.2
16	28,499	550	1.49	0.00	40.8	△ 0.2
17	28,828	329	1.51	0.02	39.5	△ 1.3
18	29,985.0	1,157.0	1.53	0.02	40.5	1.0
19	30,747.5	762.5	1.56	0.03	42.2	1.7
20	32,248.5	1,501.0	1.59	0.03	42.8	0.6
21	32,253.0	4.5	1.60	0.01	42.9	0.1
22	33,944.5	1,691.5	1.67	0.07	44.5	1.6
23	35,774.0	1,829.5	1.63	△ 0.04	43.8	△ 0.7
24	37,004.5	1,230.5	1.69	0.06	44.9	1.1
25	39,217.0	2,212.5	1.76	0.07	40.7	△ 4.2
26	40,438.5	1,221.5	1.81	0.05	42.6	1.9
27	41,620.0	1,181.5	1.84	0.03	44.0	1.4
28	43,121.0	1,501.0	1.88	0.04	45.3	1.3
29	44,469.5	1,348.5	1.92	0.04	45.5	0.2
30	47,817.5	3,348.0	2.01	0.09	41.0	△ 4.5
令和 元年	50,189.0	2,371.5	2.08	0.07	43.1	2.1

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）※

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、
1人分とカウントしている。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を
取得した者であること

注2

各年における法定雇用率、～昭和62年 1.5%、昭和63年～平成10年 1.6%、平成11年～平成24年 1.8%
平成25年～平成29年 2.0%、平成30年～ 2.2%

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	4,700 (100.0%)	2,889 (61.5%)	983 (20.9%)	434 (9.2%)	208 (4.4%)	161 (3.4%)	21 (0.4%)	4 (0.1%)	—	2,654 (56.5%)
45.5-100人未満	2,268 (100.0%)	2,118 (93.4%)	150 (6.6%)	—	—	—	—	—	—	2,218 (97.8%)
100-300人未満	1,669 (100.0%)	646 (38.7%)	685 (41.0%)	253 (15.2%)	74 (4.4%)	11 (0.7%)	—	—	—	425 (25.5%)
300-500人未満	371 (100.0%)	61 (16.4%)	75 (20.2%)	94 (25.3%)	75 (20.2%)	66 (17.8%)	—	—	—	9 (2.4%)
500-1,000人未満	253 (100.0%)	48 (19.0%)	49 (19.4%)	59 (23.3%)	49 (19.4%)	44 (17.4%)	4 (1.6%)	—	—	2 (0.8%)
1,000人以上	139 (100.0%)	16 (11.5%)	24 (17.3%)	28 (20.1%)	10 (7.2%)	40 (28.8%)	17 (12.2%)	4 (2.9%)	—	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5
特例子会社	社 56 (54)	人 3,507.5 (3,927.5)	人 1,088 (1,052)	人 10 (11)	人 1,624 (1,420)	人 50 (34)	人 3,835.0 (3,554.0)

注 (1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社が大阪府内に所在する特例子会社で、親会社分を含まない特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害 者である短時間 労働者	e. dのうち、(注 5)に該当する 労働者	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e
特例子会社	人 3,835.0 (3,554.0)	人 674 (674)	人 7 (6)	人 196 (185)	人 13 (11)	人 1,557.5 (1,544.5)	人 414 (378)	人 3 (5)	人 669 (584)	人 26 (17)	人 1,513.0 (1,353.5)	人 746 (651)	人 24 (8)	人 13 (2)	人 764.5 (656.0)

注 (1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社が大阪府内に所在する特例子会社で、親会社分を含まない特例子会社分のみを集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.2％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 府・市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合		
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+(D-G)×0.5+G				F. うち新規雇用分	
府・市町村の機関[2.5%]	83 (86)	73,841.5 (71,301.5)	582 (563)	50 (48)	802 (761)	123 (114)	24 (14)	2,089.5 (1,992.0)	88.0 (106.0)	2.83 (2.8)	73 (76)	88.0 (88.4)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 ア. dのうち注7に該当する者の数 c+(d-ア)×0.5+ア	f. うち新規雇用分	
府・市町村の機関[2.5%]	2,089.5 (1,999.0)	579 (562)	44 (42)	650 (657)	61 (55)	1,882.5 (1,850.5)	56.0 (84.0)	3 (1)	6 (6)	20 (14)	35 (44)	49.5 (44.0)	11.0 (8.0)	132 (90)	27 (15)	24 (14)	157.5 (104.5)	21.0 (14.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の障害者である短時間勤務職員(重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員)」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注6に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については法律上1人を1人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から30年令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については法律上1人を1人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。

(2) 大阪府の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+(D-G)×0.5+G	F. うち新規雇用分				G. Dのうち精神障害者である短時間労働者で注6に該当する者
計	機関 2 (2)	10,586.0 (10,437.5)	88 (82)	29 (23)	103 (109)	51 (46)	8 (3)	337.5 (321)	17.5 (26.0)	3.19 (3.07)	機関 1 (1)	50.0 (50.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	ア. dのうち注7に該当する者の数	e. 計 c+(d-ア)×0.5+ア	f. うち新規雇用分
計	337.5 (320.5)	88 (82)	29 (23)	95 (109)	26 (23)	313.0 (307.5)	10.0 (18.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (20)	8.0 (10.0)	4.5 (5.0)	8 (0)	9 (3)	8 (3)	16.5 (3.0)	3.0 (3.0)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+(D-G)×0.5+G	F. うち新規雇用分				
市町村の機関	81 (84)	63,255.5 (60,864.0)	494 (481)	21 (25)	699 (652)	72 (68)	16 (11)	1,752.0 (1,678.5)	70.5 (80.0)	2.77 (2.76)	72 (75)	88.9 (89.3)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	ア. dのうち注7に該当する者の数	e. 計 c+(d-ア)×0.5+ア	f. うち新規雇用分
市町村の機関	1,752.0 (1,678.5)	491 (480)	15 (19)	555 (548)	35 (32)	1,569.5 (1,543.0)	46.0 (66.0)	3 (1)	6 (6)	20 (14)	19 (24)	41.5 (34.0)	6.5 (3.0)	124 (90)	18 (12)	16 (11)	141.0 (101.5)	18.0 (11.0)

注 1(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.4%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ (D-G)×0.5+ G	F. うち新規雇 用分				
法定雇用率 2.4%が適用さ れる教育委員 会	機関 5 (5)	人 47,598.5 (43,637.0)	人 237 (259)	人 11 (8)	人 345 (384)	人 30 (40)	人 1 (1)	人 845.5 (931.5)	人 22.0 (19.0)	% 1.78 (2.13)	機関 3 (3)	% 60.0 (60.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	ア. dのうち注7 に該当する者 の数	e. 計 c+(d-ア)× 0.5+ア	f. うち新規雇 用分
法定雇用率 2.4%が適用され る教育委員会	人 845.5 (930.5)	人 236 (258)	人 11 (8)	人 283 (330)	人 25 (37)	人 778.5 (872.5)	人 11.0 (15.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 20 (23)	人 1 (0)	人 22.5 (25.0)	人 4.0 (3.0)	人 42 (31)	人 4 (3)	人 1 (1)	人 44.5 (33.0)	人 7.0 (1.0)

注 1(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	G. Dのうちで精神障害者である短時間労働者で注6に該当する者	E. 計 A×2+B+C+(D-G)×0.5+G				F. うち新規雇用分
計	法人 18 (19)	人 22,118.0 (21,418.5)	人 173 (170)	人 5 (3)	人 208 (200)	人 12 (8)	人 8 (1)	人 569.0 (547.5)	人 54.0 (82.0)	% 2.57 (2.56)	法人 15 (14)	% 83.3 (73.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	ア. dのうち注7に該当する者の数	e. 計 c+(d-ア)×0.5+ア	f. うち新規雇用分	
計	人 569.0 (547.5)	人 108 (109)	人 4 (2)	人 103 (100)	人 2 (4)	人 324.0 (322.0)	人 17.0 (35.0)	人 65 (61)	人 1 (1)	人 51 (44)	人 2 (3)	人 183.0 (168.5)	人 25.0 (31.0)	人 54 (56)	人 8 (1)	人 8 (1)	人 62.0 (57.0)	人 12.0 (16.0)	

[2①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者)」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 平成28年6月2日以降に雇用された者または平成28年6月2日より前に雇用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については法律上1人を1人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。

[2②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 平成28年6月2日以降に雇用された者または平成28年6月2日より前に雇用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については法律上1人を1人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 大阪府知事部局の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	8,192.5	297.5	3.63	0.0	
大阪府	8,192.5	297.5	3.63	0.0	特例認定あり（注4）

(2) 大阪府その他の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,393.5	40.0	1.67	19.0	
大阪府警察本部	2,393.5	40.0	1.67	19.0	

(3) 大阪府教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	32,607.5	534.5	1.64	247.5	
大阪府教育委員会	32,607.5	534.5	1.64	247.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び短時間勤務職員である精神障害者（平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに上記以外の精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 大阪府は、大阪府議会事務局と特例認定を受けている。

(4) 市町村部局の状況 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	55,782.5	1,531.0	2.74	9.5	
大阪市	17,150.0	475.5	2.77	0.0	
箕面市	1,343.0	36.0	2.68	0.0	特例認定あり (注4①)
池田市	1,061.0	28.0	2.64	0.0	特例認定あり (注4②)
豊中市	4,183.5	106.5	2.55	0.0	特例認定あり (注4③)
茨木市	1,631.0	44.0	2.70	0.0	特例認定あり (注4④)
高槻市	1,681.5	44.0	2.62	0.0	
吹田市	2,657.5	80.0	3.01	0.0	特例認定あり (注4⑤)
摂津市	705.5	22.5	3.19	0.0	特例認定あり (注4⑥)
枚方市	2,415.0	80.5	3.33	0.0	特例認定あり (注4⑦)
寝屋川市	1,047.0	30.0	2.87	0.0	
交野市	444.5	12.5	2.81	0.0	
守口市	631.0	17.0	2.69	0.0	
門真市	894.0	27.0	3.02	0.0	特例認定あり (注4⑧)
四條畷市	387.0	14.0	3.62	0.0	特例認定あり (注4⑨)
大東市	704.5	21.0	2.98	0.0	
東大阪市	2,118.5	49.0	2.31	3.0	特例認定あり (注4⑩)
八尾市	1,370.0	37.0	2.70	0.0	
柏原市	558.5	13.0	2.33	0.0	特例認定あり (注4⑪)
松原市	601.0	20.0	3.33	0.0	
羽曳野市	1,089.5	25.5	2.34	1.5	特例認定あり (注4⑫)
藤井寺市	609.0	15.5	2.55	0.0	特例認定あり (注4⑬)
大阪狭山市	214.5	6.0	2.80	0.0	
富田林市	674.0	17.0	2.52	0.0	特例認定あり (注4⑭)
河内長野市	761.5	20.0	2.63	0.0	特例認定あり (注4⑮)
堺市	4,488.0	121.5	2.71	0.0	
高石市	239.0	5.5	2.30	0.0	
和泉市	986.5	27.5	2.79	0.0	特例認定あり (注4⑯)
泉大津市	477.0	10.0	2.10	1.0	特例認定あり (注4⑰)
岸和田市	1,248.5	35.0	2.80	0.0	特例認定あり (注4⑱)
貝塚市	678.0	15.0	2.21	1.0	特例認定あり (注4⑲)
泉佐野市	553.5	11.0	1.99	2.0	特例認定あり (注4⑳)
泉南市	446.0	16.0	3.59	0.0	特例認定あり (注4㉑)
阪南市	304.5	8.0	2.63	0.0	
能勢町	90.0	3.0	3.33	0.0	
豊能町	137.0	3.0	2.19	0.0	
島本町	283.5	6.0	2.12	1.0	特例認定あり (注4㉒)
太子町	111.0	3.0	2.70	0.0	
河南町	100.0	2.0	2.00	0.0	
忠岡町	118.0	2.0	1.69	0.0	
熊取町	258.0	7.0	2.71	0.0	
田尻町	125.5	8.0	6.37	0.0	
岬町	135.0	4.0	2.96	0.0	
千早赤阪村	71.0	2.0	2.82	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び短時間勤務職員である精神障害者(平成28年6月2日以後に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに上記以外の精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①箕面市は、箕面市教育委員会、箕面市上下水道部及び箕面市立病院と特例認定を受けている。

②池田市は、池田市教育委員会及び池田市上下水道部と特例認定を受けている。

③豊中市は、豊中市教育委員会、豊中市上下水道部及び市立豊中病院と特例認定を受けている。

④茨木市は、茨木市教育委員会及び茨木市水道部と特例認定を受けている。

⑤吹田市は、吹田市教育委員会及び吹田市水道部と特例認定を受けている。

⑥摂津市は、摂津市教育委員会及び摂津市水道部と特例認定を受けている。

⑦枚方市は、市立枚方市民病院と特例認定を受けている。

⑧門真市は、門真市教育委員会及び門真市上下水道部と特例認定を受けている。

⑨四條畷市は、四條畷市教育委員会と特例認定を受けている。

⑩東大阪市は、東大阪市教育委員会及び東大阪市上下水道部と特例認定を受けている。7月25日時点において、不足数0人となっている。

⑪柏原市は、柏原市教育委員会及び柏原市上下水道部と特例認定を受けている。

⑫羽曳野市は、羽曳野市教育委員会と特例認定を受けている。12月1日時点において、障害者の数29.5人、実雇用率2.62%、不足数0人となっている。

⑬藤井寺市は、市立藤井寺市民病院と特例認定を受けている。

⑭富田林市は、富田林市教育委員会と特例認定を受けている。

⑮河内長野市は、河内長野市教育委員会及び河内長野市上下水道部と特例認定を受けている。

⑯和泉市は、和泉市教育委員会及び和泉市上下水道部と特例認定を受けている。

⑰泉大津市は、泉大津市教育委員会と特例認定を受けている。

⑱岸和田市は、市立岸和田市民病院と特例認定を受けている。

⑲貝塚市は、市立貝塚市民病院と特例認定を受けている。

⑳泉佐野市は、泉佐野市教育委員会と特例認定を受けている。12月1日時点において、障害者の数13人、実雇用率2.34%、不足数0人となっている。

㉑泉南市は、泉南市教育委員会と特例認定を受けている。

㉒島本町は、島本町教育委員会と特例認定を受けている。

(5) 市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	3,080.0	87.0	2.82	2.0	
高槻市教育委員会	604.0	16.5	2.73	0.0	
枚方市教育委員会	895.5	25.5	2.85	0.0	
寝屋川市教育委員会	235.0	7.0	2.98	0.0	
交野市教育委員会	162.0	4.0	2.47	0.0	
守口市教育委員会	59.0	2.0	3.39	0.0	
八尾市教育委員会	144.5	5.0	3.46	0.0	
松原市教育委員会	84.0	4.0	4.76	0.0	
藤井寺市教育委員会	187.0	6.0	3.21	0.0	
大阪狭山市教育委員会	73.5	2.0	2.72	0.0	
高石市教育委員会	143.5	2.0	1.39	1.0	(注4①)
貝塚市教育委員会	146.5	4.0	2.73	0.0	
泉南市教育委員会	86.0	1.0	1.16	1.0	特例認定あり（注4②）
阪南市教育委員会	66.0	3.0	4.55	0.0	
豊能町教育委員会	75.0	2.0	2.67	0.0	
忠岡町教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
田尻町教育委員会	55.5	2.0	3.60	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び短時間勤務職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに上記以外の精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ①高石市教育委員会は、10月1日時点において、障害者の数3人、実雇用率2.07%、不足数0人となっている。
②泉南市教育委員会は、泉南市と特例認定を受けている。8月28日時点において、不足数0人となっている。

(6) 法定雇用率2.4%が適用される市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	14,991.0	311.0	2.07	52.5	
大阪市教育委員会	11,210.5	216.5	1.93	52.5	
東大阪市教育委員会	475.0	14.5	3.05	0.0	
堺市教育委員会	2,970.0	71.5	2.41	0.0	
岸和田市教育委員会	335.5	8.5	2.53	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び短時間勤務職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに上記以外の精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(7) 市町村その他部局（水道局、病院、交通局、一部事務組合等）の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	4,393.5	134.0	3.05	1.0	
大阪市水道局	1,029.0	35.0	3.40	0.0	
高槻市水道部	91.5	4.0	4.37	0.0	
枚方市上下水道局	220.0	6.0	2.73	0.0	
寝屋川市上下水道局	74.0	3.0	4.05	0.0	
守口市水道局	44.0	1.0	2.27	0.0	
東大阪市上下水道局	247.0	8.0	3.24	0.0	
八尾市水道局	88.0	4.0	4.55	0.0	
堺市上下水道局	525.5	14.0	2.66	0.0	
岸和田市上下水道局	93.5	3.0	3.21	0.0	
貝塚市水道局	42.0	1.0	2.38	0.0	
市立池田病院	381.0	9.0	2.36	0.0	
八尾市立病院	264.0	7.0	2.65	0.0	
市立柏原病院	144.0	3.0	2.08	0.0	
泉大津市立病院	209.0	4.0	1.91	1.0	(注4)
高槻市交通部	105.5	2.5	2.37	0.0	
大阪市消防局	44.5	6.0	13.48	0.0	
豊中市伊丹市クリーンランド	91.0	2.0	2.20	0.0	
柏羽藤環境事業組合	88.0	3.0	3.41	0.0	
東大阪都市清掃施設組合	93.0	3.0	3.23	0.0	
南河内環境事業組合	41.5	1.0	2.41	0.0	
泉北環境整備施設組合	58.5	4.0	6.84	0.0	
大阪広域水道企業団	419.0	10.5	2.51	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び短時間勤務職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに上記以外の精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 泉大津市立病院においては、11月1日現在において、障害者の数4.0人、実雇用率2.36%、不足数は0.0人となっている。

(8) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	22,117.5	569.0	2.57	10.0	
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	325.0	9.0	2.77	0.0	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	1,190.0	31.0	2.61	0.0	
独立行政法人造幣局	901.0	29.0	3.22	0.0	
国立大学法人大阪大学	6,142.0	156.5	2.55	0.0	
国立大学法人大阪教育大学	588.5	17.0	2.89	0.0	
公立大学法人大阪	3,466.5	82.0	2.37	4.0	
大阪府土地開発公社	70.5	1.0	1.42	0.0	
大阪府住宅供給公社	204.0	9.0	4.41	0.0	
大阪市住宅供給公社	248.5	6.0	2.41	0.0	
地方独立行政法人大阪府立病院機構	3,654.5	93.5	2.56	0.0	
地方独立行政法人りんくう総合医療センター	710.5	19.0	2.67	0.0	
地方独立行政法人堺市立病院機構	868.5	22.0	2.53	0.0	
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	160.5	6.0	3.74	0.0	
地方独立行政法人市立吹田市民病院	563.5	11.0	1.95	3.0	
地方独立行政法人大阪市民病院機構	1,786.0	46.0	2.58	0.0	
地方独立行政法人大阪産業技術研究所	241.5	3.0	1.24	3.0	
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所	160.5	8.0	4.98	0.0	
地方独立行政法人市立東大阪医療センター	836.0	20.0	2.39	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び短時間勤務職員である精神障害者（平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに上記以外の精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。